

耐震改修工事の補助金に代理受領制度を導入しました

代理受領制度とは・・・

市が交付する補助金について、申請者に代わって耐震改修工事を実施した施工業者が受け取ることができる制度です。

この制度を利用することによって、申請者は耐震改修工事費から補助金額を差し引いた額を用意すればよいので、工事費の負担が軽減されます。

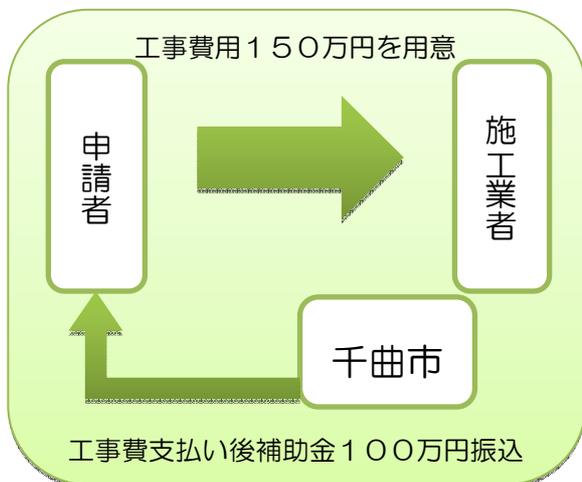
注1：代理受領できるのは、申請者と契約を締結し耐震改修工事を実施した業者に限ります。

注2：代理受領者（施工業者）の同意が必要です。

注3：すでに着手している、または完了した改修工事は従前通り補助の対象となりません。

改修工事費150万円補助金100万円の場合

通常の制度



代理受領制度

